

# 東京都多重債務問題対策協議会

## 第19回

令和4年1月26日（水）

オンライン方式（T e a m s）

都庁第一本庁舎42階 特別会議室C

午後 1 時 2 8 分開会

○企画調整課長 大変お待たせしました。少しお時間は早いですが、皆様おそろいですので、ただいまから第 1 9 回「東京都多重債務問題対策協議会」を開催させていただきます。

本日は、皆様にはお忙しい中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本協議会の事務局を担当しております、生活文化局消費生活部企画調整課長の加藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○地域福祉課長 同じく、事務局を担当しております福祉保健局生活福祉部地域福祉課長の畑中でございます。よろしくお願いいたします。

○企画調整課長 最初に、オンライン操作について御説明させていただきます。

ハウリング防止のため、発言される時以外はマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。また、音やカメラについて不具合が生じた際には、一旦会議から退室して再入室を試みていただければと思います。再入室をしても改善されない場合には、あらかじめお伝えしております緊急用の電話番号に御連絡をお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、会長でもあります武市生活文化局長から挨拶を申し上げます。

武市局長、お願いします。

○武市会長 皆様、こんにちは。本協議会の会長を務めさせていただいております生活文化局長の武市でございます。

皆様には、御多用の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

東京都では、自己破産者の急増や、経済、生活問題を抱えた自殺者の増加など、多重債務問題が社会問題化した平成 1 9 年に本協議会及び庁内連絡会議を設置しました。以来、多重債務問題対策に全庁を挙げて取り組んでまいりました。

平成 2 2 年の改正貸金業法の完全施行や、関係団体の皆様と連携して講じてきた対策によりまして、都内の消費生活センターに寄せられる多重債務相談件数は減少傾向にあります。令和 2 年度の相談件数は 1, 7 2 8 件で、前年度と比べて約 1 5 % の減少となっております。

しかし、その一方でこのコロナ禍において職を失ったり、収入が減少した方が非常に増えているという状況がございまして、そういった方々が多重債務に陥る可能性も高くなっています。引き続き、都として対策を講じていく必要があります。

今年度も、協議会の下に設置した各部会を中心に取組を行ってまいりました。相談に対応する職員向けの研修や、関係団体の専門相談窓口と連携して実施した特別相談「多重債務110番」、多重債務者の生活を再建するための生活再生事業、ヤミ金融被害防止のためのキャンペーンなどを実施しております。

本日の会議では、各部会や委員の皆様からこの1年の取組について報告をいただきまして、情報の共有化を図り、今後の多重債務問題対策に活かしていきたいと考えております。

都は、今後も関係団体の皆様と連携を図りながら、多重債務問題に適切に取り組んでまいりますので、委員の皆様には引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○企画調整課長 会長、どうもありがとうございました。

会長は所用のため、ここで退席をさせていただきます。

また、副会長であります福祉保健局の中村局長ですが、本日は所用のため欠席でございます。

したがいまして、本日の進行役は事務局を所管いたします消費生活部の工藤消費生活部長が行います。

工藤消費生活部長、よろしく願いいたします。

○工藤委員 消費生活部長の工藤でございます。本日の進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

早速、議事に入ります。

まず、本協議会につきましては、設置要綱第9の規定に基づきまして、原則公開することとなっております。本日の協議会につきましても、公開するというところでよろしいでしょうか。

では、本日の協議会は公開で行うことといたします。

それでは、事務局から、本日の配付資料の確認をお願いします。

○企画調整課長 それでは、資料について確認させていただきます。

事前にお渡ししているデータを御確認ください。まずは、本日の次第でございます。

資料1 「東京都多重債務問題対策協議会委員名簿」

資料2 「東京都多重債務問題対策協議会部会開催状況」

資料3 情報連絡部会報告としまして「多重債務問題に関する研修の実施について」

資料4-1 生活再建部会報告としまして「多重債務者生活再生事業の実施状況について」

て」

資料４－２ 同じく「都の自殺対策の取組について」

資料４－３ 同じく「東京都におけるギャンブル等依存症への取組」

資料５－１ 相談部会報告

資料５－２ 同じく「特別相談『多重債務１１０番』を実施しました」というホームページ掲載資料。

資料５－３ 同じく「(参考) 依存症相談者への対応に係る取組について」

資料６－１ 貸金業部会報告といたしまして「都における貸金業対策」

資料６－２ 同じく「都における啓発宣伝活動」

資料６－３ 参考として、偽装ファクタリング注意喚起チラシ

資料６－４ 参考として、金融トラブル注意喚起チラシ

資料６－５ 参考で、「高校生向け出前講座のご案内」

資料７－１ 「東京都の金融経済教育報告」

資料７－２ 参考としまして、DVDのリーフレットでございます。

続きまして、委員からの提供資料です。４点ございます。

資料８－１ 日本司法支援センター東京地方事務所 亀井委員提供資料

資料８－２ 日本貸金業協会 森委員提供資料

資料８－３ 日本クレジットカウンセリング協会 杉山委員提供資料

資料８－４ 財務省関東財務局東京財務事務所 笹本委員提供資料

以上の資料でございます。よろしく御確認いただければと思います。

○工藤委員 よろしいでしょうか。

続きまして、事務局から委員の御紹介をお願いいたします。

○企画調整課長 事務局から委員の御紹介をさせていただきます。

今期は令和２年９月から２年間の任期で委員を委嘱させていただいておりますが、昨年度は書面開催とさせていただきました。そのため、委員の皆様が顔を合わせるのは今回が初めてとなりますことから、全委員について御紹介をさせていただきます。

資料１の委員名簿に沿って御紹介いたしますが、名簿順にお名前をお呼びしますので、マイクとカメラをオンにしてお返事いただきますようお願いいたします。終わりましたら、再びマイクはオフにしていただきますようお願いいたします。

では、順番に御紹介いたします。

東京弁護士会弁護士の宮村委員でございます。

第一東京弁護士会、消費者問題対策委員会副委員長の釜谷委員でございます。

第二東京弁護士会弁護士の寺谷委員でございます。

東京司法書士会常任理事の安藤委員でございます。

日本司法支援センター東京地方事務所副所長、亀井委員でございます。

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会幹事、海老名委員でございます。

一般社団法人東京労働者福祉協議会専務理事の大塚委員でございます。

社会福祉法人東京都社会福祉協議会福祉資金部主幹、木原委員でございます。

東京都民生児童委員連合会常任協議員の鷲頭委員でございます。

東京都金融広報委員会事務局長、岡崎委員でございます。

日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長の森委員でございます。

公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会専務理事、杉山委員でございます。

財務省関東財務局東京財務事務所、笹本委員の代理で、豊田理財第4課長でございます。

足立区産業経済部長の吉田委員でございます。

八王子市市民部長、平野委員でございます。

瑞穂町企画部企画課長、宮坂委員でございます。

○渡辺係長 瑞穂町企画課長の宮坂ですけれども、本日、代理で私、企画係長の渡辺が承ります。所用で庁内の会議に出ておりまして、途中で合流させていただきます。よろしくお願いいたします。

○企画調整課長 お願いいたします。

東京都生活文化局消費生活総合センター所長、宮永委員でございます。

東京都福祉保健局生活福祉部長、高橋委員でございます。

東京都産業労働局金融部長の代理で、高野金融支援担当部長でございます。

警視庁生活安全部生活経済課、伊藤委員の代理で、山内金融犯罪対策室長でございます。

警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長の宮本委員の代理で、暴力団排除第一係、長尾主任でございます。

御紹介は以上でございます。ありがとうございます。

○工藤委員 それでは、お手元の会議次第に従いまして、議事を進めてまいります。

最初に、議事（１）各部会報告ですが、まず事務局から各部会の開催状況について説明をお願いいたします。

○企画調整課長 それでは、私のほうから、開催状況について資料２により説明させていただきます。

多重債務問題に対応する幅広い対策が必要となるため、本協議会の下に、情報連絡部会、生活再建部会、相談部会及び貸金業部会の４つの部会を設置して対応を進めているところでございます。各部会が専門的に活動し、さらに必要に応じて連絡を取り合って連携しながら取り組むことによりまして、協議会としての対策を進めているところでございます。

各部会の詳しい活動内容につきましては、後ほど部会ごとに御報告させていただきますので、事務局からは開催状況全般について概要を説明させていただきます。

１つ目の情報連絡部会でございます。こちらでは、多重債務問題に関する研修を実施しております。

２つ目の生活再建部会については、本年１月に開催しておりまして、議題といたしまして、多重債務者生活再生事業の実施状況、生活困窮者自立支援法との連携、自殺対策への取組などについて報告と意見交換を行っております。

３つ目、相談部会でございますが、昨年７月に開催しております。毎年、「多重債務１１０番」といたしまして、消費生活総合センターや区市町村、弁護士会などの関係団体が連携して特別相談を行っております。この特別相談の実施に当たりまして、情報交換、意見交換を中心に行っております。

４つ目の貸金業部会でございますが、昨年５月に書面開催をして思います。啓発宣伝事業や、「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」（案）に関する意見交換などを行っているところでございます。

最後の相談部会と貸金業部会の合同開催でございますが、こちらは両部会に関わる問題につきまして多方面からの情報収集や情報共有を図るため、今年度は１月に開催しております。最近の多重債務問題などについて、各団体からの報告を含めまして情報共有を図ったところでございます。

また、１月２１日には都庁内及び警視庁など関係部署との連携を図るために設置しております多重債務問題対策庁内連絡幹事会を書面開催いたしまして、本協議会に提出する各部会からの報告について情報共有を図ったところでございます。

説明は以上でございます。

○工藤委員 ありがとうございます。

引き続き、各部長から、部会ごとの取組状況の報告をお願いしたいと思います。あわせて、都の金融経済教育の実績についても追加で御報告させていただきます。

全ての報告が終わりましたら、その後、質疑の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、情報連絡部会と生活再建部会について、高橋委員からお願いいたします。

○高橋委員 生活福祉部の高橋でございます。私からは、情報連絡部会と生活再建部会についての報告でございます。

まず資料3、情報連絡部会の活動の活動についてでございます。御覧ください。

当部会では、各種窓口の職員が日頃から住民と接する中で、多重債務問題に気づき、早期の支援につなげることを目的といたしまして、多重債務問題に関する研修を実施しております。

基礎的な知識の習得を目的とする新任研修向けの研修を7月と11月に開催いたしました。また、実践的な内容を取り入れた経験者向け研修は、第1回を7月に開催いたしまして、第2回は2月25日に予定しております。

なお、今年度は新型コロナウイルス蔓延防止のため、研修は全てオンライン開催としております。

研修参加者は、東京都や区市町村の福祉部門、消費生活部門、税務、その他徴収部門などの窓口職員や社会福祉協議会などの相談機関の職員などで、実施済みの研修では合わせて194名の方が参加されました。

研修内容でございますけれども、新任向けの研修では、葛田弁護士による「最近の多重債務問題とその解決方法」の講義、都の各担当部署の職員等による「東京都における多重債務問題の対応」の講義がございました。

経験者向けの研修では、せたがや市民法律事務所の酒井弁護士による最近の多重債務問題の状況に関する講義、また、日本司法支援センター東京地方事務所による、民事法律扶助制度など、実務に役立つ情報が盛り込まれました「法テラスの事業紹介」、生活サポート基金の相談員による「多重債務相談への対応について」の演習がございました。

この演習ですけれども、具体的な事例を用いて、計算により適切な債務整理方法を検討するという実践的なものでございました。

次のページは、新任職員向け研修の受講者アンケートの結果でございます。円グラフを

御覧いただきますと、「とても参考になった」「参考になった」がいずれの項目でも97%以上、次ページの経験者向けでは回答者全員が「とても参考になった」または「参考になった」との回答がございました。

当部会といたしましては、引き続き、弁護士会や法テラス東京、また、庁内関係各部署の皆様と御協力いただきながら、研修内容を充実してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上が情報連絡部会の報告でございます。

次に、生活再建部会について御報告いたします。生活再建部会では、東京都多重債務者生活再生事業の実施状況と、多重債務問題と大変関係の深い自殺問題及びギャンブル等依存症に対する東京都の取組についての御報告をいたします。

まず、資料4-1「多重債務者生活再生事業の実施状況について」でございます。多重債務者生活再生事業は、生活再生への意欲があるにもかかわらず、多重・過重債務で生活困難な状況にある方に対し、相談体制を整備いたしますとともに、必要に応じて資金を貸し付けることにより、多重債務の解決を図り、生活の再生を支援することを目的とした事業でございます。

1の事業実績でございます。窓口となっております生活サポート基金に寄せられる新規相談件数は、一番上の表の一番右、累計で1万1,636件でございます。年度ごとの推移を見てみますと、令和元年度が1,066件と、過去最高の相談がありました。令和2年度は807件と減少いたしました。これは新型コロナウイルスの影響による減収等に対しまして生活福祉資金の貸付けや住居確保給付金といった既存の低所得者支援制度の拡充などが実施されたことが要因として考えられています。

債務整理期間中や債務整理後の生活再生資金の貸付実績でございますが、これも一番上の表の一番右ですけれども、累計で274件、貸付金額の累計は4億9,027万円でございます。

次に、相談についての分析でございます。左側のグラフは令和3年度の11月末時点の単年度の実績、右側の表は年度別の推移を表したものでございます。

②の相談内容を御覧ください。これは複数回答となっております。最も多いのが生活費の不足で、これが増加傾向にあり、3年度では、右の表になりますけれども、60%となっております。

次に、③の職業別でございますけれども、正規雇用者が36%、非正規雇用が30%と



なっております。

次のページ、④の債務残高でございます。1000万円以上の方が14%おりますけれども、これは主に住宅ローンでございます。

⑤の年収別では、300万円以上の方が41%ということで約4割でございます。

⑥の他機関への紹介でございます。こちらも複数回答となっております。紹介先といたしましてはフードバンクが最も多く、31%を占めております。これは食費を削減することで生活の立て直しを図る目的のほか、緊急に支援を要する方の増加傾向も見られます。

次のページ、令和3年度の主な取組でございます。

①関係機関との連携でございます。(1)関係機関の紹介・連携支援といたしまして、相談者の状況に応じて弁護士会や司法書士会、法テラス、日本クレジットカウンセリング協会や区市町村などの関係機関を紹介し、連携しながら、相談者の生活再生に向けた支援を実施しております。

そのほか、(2)関係機関の出張相談・同行支援、(3)関係機関職員に対する研修への講師派遣などを実施しております。

また、(4)でございますけれども、生活困窮者自立支援法に基づく各区市の自立相談支援窓口と連携した支援を実施しております。自立支援相談窓口は、経済的困窮に限らず、様々な相談を受けておりまして、多重・過重債務を抱えた方の相談にも応じております。

資料では連携の事例を御紹介しております。多重債務で困り、自立相談支援機関へ相談し、東京都多重債務者生活再生相談窓口へつながりました依存症の相談者に対し、区の保健センターや都立精神保健福祉センターと連携し、支援した事例でございます。詳細は後ほど御覧いただければと思います。

次のページ、②事業周知・広報でございますが、記載してございますとおり、様々な機会を通じて広報活動に努めております。

③のこころの問題を抱えた相談者への対応力向上の取組といたしましては、年2回開催しております事例検討会において、精神保健福祉センターの職員より専門的な助言をいただいております。

以上が令和3年度の主な取組でございます。

続きまして、資料4-2、都の自殺対策への取組について説明させていただきます。

まず、自殺者の推移でございますが、上段が都、下段が全国でございます。令和2年は全国、都も前年と比較してみますと増加しています。特に女性の自殺者の増加が顕著とな

っております。

2ページ進みまして、令和2年の都の自殺者における自殺未遂歴の有無でございます。上段の表の一番右の未遂歴の割合を御覧いただきますと、女性の未遂歴が27.5%となっております。高くなっております。表の下から2段目の真ん中です。

次のページからは、都の自殺総合対策にも助言等をいただいておりますNPO法人ライフリンクが2013年に発行いたしました「自殺実態白書2013」でございます。

右下に手書きで8とありますページの右側、白い星印があるところを御覧ください。自殺で亡くなった方が抱えていた自殺の要因となる危機要因ですけれども、平均で3.9、約4個。そして、最初の危機要因の出現から自殺で亡くなるまでの日数ですけれども、中央値で5年、平均で7.5年とされております。つまり、自殺は自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要がございます。

また、8ページ進んでいただきまして自殺実態白書2013の最終ページ、右下に16と書いてある次のページに、東京都における自殺対策の現状についてまとめております。

全体的予防介入は、一般的な自殺予防啓発等でございます。次に、自殺相談ダイヤルやSNS相談など、自殺行動のリスクの高い人々に対する取組等である選択的予防介入。そして、自殺未遂者支援事業など、自殺行動のリスクが高い個人に対する取組である個別的予防介入に分類されます。

なお、今年度、第4回定例会に補正予算を上程し、自殺未遂者対応地域連携支援事業「東京都こころといのちのサポートネット」の予算を拡充し、自殺未遂者支援対策を強化いたしました。

先ほども触れましたとおり、先行研究によれば、中央値で5年、そして4つの危機要因が連鎖した結果として自殺に至っているということを踏まえますと、自殺対策では危機要因の連鎖を可能な限り早期の段階で止めることが極めて重要でございます。

その次のページで、実践事例といたしまして、足立区の「つなぐ」シートを活用した取組を御紹介いたします。複数の悩みを抱える相談者に対し、速やかに関係する所管等と情報を共有いたしまして、連携して対応することを目的として、足立区内で広く活用されている取組のことでございます。

自殺未遂者支援対策を強化するためには、区市町村の役割も非常に重要でございまして、都においても、実践的な取組事例や連携先となる地域資源の開拓方法など、必要な情報提

供等により区市町村を支援していくこととしております。

次に、資料4-3を御覧ください。「東京都におけるギャンブル等依存症への取組」でございます。

まず、概要でございます。「ギャンブルとは」ということでございます。ギャンブルとは競馬、競輪、モーターボート競争、「等」はパチンコを含んでおります。ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等にのめり込むことにより、日常生活または社会生活に支障が生じている状態でございます。

次のページは、依存症の患者の推移でございます。棒グラフの高さで、外来を1回以上訪れた患者数を示しております。都内の傾向といたしましては、アルコールが最も高い水準で推移し、次に薬物、最後に赤い棒グラフになりますが、ギャンブル等となっております。ギャンブル等のみの推移としましては、4年間で2倍近く増加しております。

次のページは、近年の国の動向でございます。患者数が多いアルコールや、使用そのものが刑法に違反することとなる薬物への対策が先行してきましたが、ギャンブル等に関しても、平成30年7月にギャンブル等依存症対策基本法が成立いたしました。その法律によって対策の方向性が示されますとともに、都道府県にもギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定することが求められております。

その次のページからは、都における依存症対策の取組を4点御報告いたします。

まず、1点目といたしまして、平成31年4月に、都内の3か所の精神保健福祉センターを依存症相談拠点と設定しております。

次のページのグラフは精神保健福祉センターにおける相談状況でございます。上段が来所、下段が電話による相談でございます。ギャンブル等依存症に関し、相談につながるケースといたしましては、本人の生活の変化に気づいた家族がギャンブル等依存症を疑って、相談に訪れるケースが多いということでございます。

次のページは、依存症対策の2つ目といたしまして、相談につながった家族や当事者への支援といたしまして、依存症家族教室や回復支援プログラムを実施しております。

その次のページは、依存症対策の3つ目といたしまして、普及啓発の取組を実施しております。

その次のページになりますが、依存症対策の4つ目といたしましては、依存症専門医療機関を選定しております。今後、医療の面からもギャンブル等依存症を支援できる体制を整備してまいります。

その次のページになりますが、東京都ギャンブル等依存症対策推進計画の素案でございます。第1章では、計画策定の主旨、第2章ではギャンブル等依存症に関する状況、第3章では対策の基本的な視点や方向性をまとめております。次のページ、第4章では具体的な取組、第5章では、推進体制と進行管理についてまとめております。

この計画につきましては、現在、第4回目の検討委員会が終了しており、さらに検討を進めてまいります。

ギャンブル等依存症の場合も、主訴は多重債務としながら、その背後に依存の問題を抱える場合がございます。多重債務問題に関わる関係機関とも連携した支援がより一層求められております。今後とも、皆様の御理解、御協力をいただければと考えているところでございます。よろしくお願いたします。

以上で、情報連絡部会と生活再建部会の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○工藤委員 ありがとうございました。

続きまして、相談部会について、宮永委員から願いたします。

○宮永委員 相談部会部会長をしております東京都消費生活総合センター、宮永でございます。

関係機関の皆様方には、相談をはじめ、東京都消費生活総合センター事業への御理解、御協力を賜り、ありがとうございます。この場をお借りして御礼申し上げます。

それでは、相談部会の取組について御報告いたします。資料5-1を御覧ください。都内消費生活センターに寄せられました多重債務相談状況につきまして御説明いたします。

都内消費生活センターに寄せられました多重債務相談に関する相談件数は、平成20年度の7,905件をピークといたしまして減少傾向にございます。令和2年度は1,728件となっており、令和元年度の2,026件と比べますと51件の減、率にしますと14.7%の減となっております。今年度につきましては、上半期は889件となっております。これは前年同期の813件よりも76件の増、9.3%の増となっております。

続きまして、東京都が実施しております多重債務問題解決のための仕組み、東京モデルにつきまして御説明いたします。資料5の下段にございます「多重債務相談『東京モデル』のイメージ」を御覧ください。

多重債務に関する相談が消費生活センターに寄せられた場合、債務整理等によって多重債務問題の解決を図るためには、相談者を確実に相談機関につなげる必要がございます。

しかし、単に相談者に対して専門相談窓口を御案内いたしましても、イメージ図の左側にもございますが、相談者の中には弁護士、司法書士に直接御相談するのは不慣れなため躊躇されたり、また、費用面が心配だということから、相談員が専門相談窓口を御案内しても、実際には専門相談窓口に行かないというケースがございます。多重債務問題の解決につながらないケースも多く見られております。

そこで、本協議会相談部会におきまして御審議いただきまして、多重債務問題を抱えます相談者を専門の相談窓口確実につなげ、きめ細かくフォローアップする仕組みといたしまして東京モデルを構築しております。試行期間を経まして、平成20年4月より本格実施をしているところです。

東京モデルにおきましては、消費生活センターの相談員が多重債務の状況を丁寧に聞き取るほか、相談員が直接専門相談窓口を予約し、相談者に連絡するとともに、専門相談窓口からは相談結果の報告を受けるという流れになっております。

また、予約当日、相談者が仮に専門相談窓口に来なかったという場合も、その報告をいただきまして、相談員が相談者から御事情を伺い、再度予約を入れるというようなフォローアップも行っております。

東京モデル活用実績につきましては、資料5-1の左上にございます表を御覧ください。東京モデルの仕組みを活用し、平成20年の試行期間も含めまして本年9月の上半期までで2,164件の多重債務相談を専門相談窓口につないでおります。今年度上半期の活用実績は57件となっております。

次のページは、特別相談「多重債務110番」の実施についてでございます。これまで実施いたしました28回分の結果を取りまとめております。平成19年度までは東京都単独で実施しておりましたが、平成20年度以降は区市町村、関係団体、関係機関の方々に御協力いただきまして共同で実施しております。

直近の令和3年度第1回に都内で受けた相談件数は161件となっております。実施結果をまとめました資料につきましては資料5-2として添付しておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

今後の予定でございますが、今年度の2回目の「多重債務110番」を3月7日、8日に、関係団体、関係機関、また都の自殺防止キャンペーンと連携して実施する予定でございます。

引き続きまして、資料5-3を御覧ください。依存症が疑われる相談者への対応に係る

東京都消費生活総合センターの取組につきまして御報告いたします。

今年度は実際に相談に当たる相談員向けの研修といたしまして、昨年10月に「対応困難ケースにおける、心理的背景の理解と対応」をテーマといたしまして、当センター及び区市町村のセンターの相談員に対する研修を実施いたしました。具体的には、依存症問題などで実績がございます民間の精神保健福祉士によります講演を行いました。今後、令和4年2月には、「依存症等による多重債務を抱えた相談者に対する対応について」というテーマで実施する予定でございます。

次に、特別相談「多重債務110番」におけます専門家の配置についてでございます。昨年3月と9月に実施いたしました「多重債務110番」では、東京都消費生活総合センターに精神保健福祉士を配置いたしました。依存症が原因と思われる多重債務の相談者などに対しまして、精神保健福祉士によりますカウンセリングを実施しております。この取組は平成24年度から実施しています。昨年9月の実績としては5件ございました。そして、本年3月7日、8日に予定してございます今年度第2回の「多重債務110番」におきましても、精神保健福祉士を配置する予定でございます。

今後とも、引き続き関係機関の皆様方には御協力いただきまして、連携を強化して相談対応に取り組んでまいりたいと考えております。

相談部会の報告は以上になります。ありがとうございました。

○工藤委員 ありがとうございました。

続きまして、貸金業部会について、篠原委員の代理でございます高野部長からお願いいたします。

○高野部長 貸金業部会の部会長を務めております産業労働局金融部長の篠原が所用により出席することができませんので、恐縮でございますが、代理で出席をさせていただきました金融支援担当部長の高野から、貸金業部会の取組状況につきまして資料に沿って御報告いたします。

資料6-1を御覧ください。都における貸金業対策の概要でございます。

まず、「貸金業登録・行政処分の状況」ですが、1の「東京都知事登録業者数の推移」を御覧ください。ピークでございました平成14年度からは現在は大幅に減少しておりますが、近年は緩やかな減少基調となっております。令和3年11月末時点では560者(社)となっております。

次に、2の「悪質な業者に対する行政処分数の推移」でございますが、近年は極めて悪

質という事案は減少傾向にございまして、今年度は12月末現在で登録の取消処分はなく、業務改善命令1件の行政処分を実施したところでございます。

3の「苦情・相談件数の推移」でございしますが、こちらも減少傾向が続いております。12月末現在で616件、前年同時期と比べ3割程度減少しておりますが、依然として多くの苦情・相談が寄せられております。

次に、資料の下段の「貸金業者の資質向上に向けた取組み」でございします。都は、悪質な業者に対し厳しく指導・処分する一方で、健全な事業者の育成にも取り組んでおります。具体的には、業者の自主的な業務改善を促すことを目的といたしまして、貸金業法で3年に一度義務づけております登録更新の機会を活用して更新時講習会を開催しております。今年度は、コロナ禍ということも踏まえまして、動画配信により実施をいたしました。

内容といたしましては、貸金業の業務運営に関わる法改正など、弁護士による適正な運営に関するポイントについての講義、また、検査・指導での留意点などについて説明をいたしますとともに、受講された業者につきましては、都のホームページに公表するとともに講習修了証書を交付しております。

なお、この講習の受講は任意でございしますが、7割を超える受講状況となっております。

次に、資料6-2を御覧ください。都におけるヤミ金融被害防止のための啓発宣伝活動等でございます。この活動の実施に当たりましては、本日御出席をいただいております関係団体の皆様方にも御協力をいただいております。改めまして御礼を申し上げます。

まず、1の「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」です。ヤミ金融被害の防止には広域的な取組がより有効であることから、埼玉県、千葉県、神奈川県と合同で年2回啓発活動を実施しております。今年度につきましても6月と11月に実施してございまして、中でも11月は年末を控えて資金需要が高まることから強化月間に位置づけております。

キャンペーンの主な内容でございしますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応も踏まえた上で、より多くの方々に知っていただくため、公共交通機関の車内及び駅前の大型ビジョンでの啓発動画の放映や、インターネット広告、参加機関のホームページ等での啓発活動を実施いたしました。

次に、2ページ目に移りまして、2の「資金需要者向けセミナー」でございします。大学生や専門学校生などの若年者や高齢者を対象に、ローン、クレジットなどの基礎知識の習得、ヤミ金融による被害防止などのため、出前講座を日本貸金業協会様と連携して行っております。

今年度は、令和4年4月の成年年齢の引下げを見据えまして、対象を高校生までに拡大したことによりまして、実績にもございますとおり、都立高校や専門学校など、12月末現在で7団体、1,088人に受講していただいております。

また、高齢者向け啓発動画を日本貸金業協会様と共同で制作し、今後、出前講座で活用する予定でございます。

最後に、「その他の啓発宣伝事業」でございます。ファクタリングを装った違法な貸付けに対する注意喚起といたしまして、啓発チラシを作成し、都内の中小企業約1万8000社に送付したほか、給与ファクタリング、後払い現金化などの個人間の貸付けに関しまして、悪質な手口に関する注意喚起をホームページに掲載するなどいたしました。

実物のリーフレットを資料6-3、6-4におつけいたしましたので、後ほど御覧いただければと思います。

また、「台東区消費生活Day」への出展を通じた啓発活動も行ったところでございます。

なお、先ほど御説明いたしました高校生向け出前講座のリーフレットも、参考までに6-5におつけしております。御確認いただければと思います。

貸金業部会におきましては、今後とも関係団体の皆様方と十分連携を図りながら、様々な活動に取り組みましてヤミ金融による被害防止に努めてまいります。

以上で、貸金業部会の報告を終わらせていただきます。

○工藤委員 ありがとうございます。

それでは、最後に私のほうから、ただいま産業労働局様からも普及啓発事業についてございましたけれども、生活文化局で実施しております消費者教育の中で、金融経済教育について関連している取組について御報告させていただきます。

資料7-1を御覧ください。最近の取組状況でございます。

まず、(1)一般向けの取組でございます。セミナーを開催しております、消費生活講座「“ひとごと”ではない消費者問題～賢く生活防衛しよう～」を東京都金融広報委員会様と共催で開催いたしまして、講座を通じて、暮らしに身近な金融や消費生活に関する知識を学んでいただいたところでございます。

次の「知ってトクする暮らしの連続講座」ですが、こちらは立川にあります多摩消費生活センターで実施している講座でございます、シニア世代のライフプラン、相続税や贈与税などの税制度、社会保険や年金の仕組みなどについて、ファイナンシャルプランナーの方などを講師にお迎えして講座を実施したところでございます。



そのほか、出前講座につきましては通年で実施しておりまして、昨年12月末時点では約40回開催し、全体で5,500人を超える方に受講していただいております。

また、ミドル層向けの読本「飯田橋四コマ劇場」というのがございます。消費者被害などにつきまして、四コマ漫画を使って分かりやすく解説している冊子でございますが、この中において年金をはじめとした老後の備えについて御紹介をしております。

次に(2)若者向けの取組でございます。DVD消費者教育教材につきまして、資料7-2としてリーフレットのデータを今回配付させていただいておりますので、そちらを御覧ください。「そのお金の使い方大丈夫!?パピ君と学ぶ!キャッシュレス社会の歩き方」という教材を昨年作成いたしました。これは主に高校生を対象としておりまして、ドラマ形式で、最近増えているキャッシュレス決済を利用する際の注意点や、多重債務の恐ろしさ、お金を借りるときの注意点、家計管理のポイントなどを分かりやすく学んでいただける内容となっております。学校の授業で御活用いただけるよう、指導者用の資料等も併せて作成しております。

資料7-1にお戻りいただきまして、このほか、学校向けの出前講座を通年で実施しております。

さらに、都内全高校の2年生を対象といたしました消費者教育・啓発用ノートというものを作成し、配布しているところでございます。

それから、先ほど申し上げた「飯田橋四コマ劇場」というものにつきましては若者向けも作成しておりまして、この中で金融商品との向き合い方などを紹介しているところでございます。

また、多摩消費生活センターが主催する親子夏休み講座の中で、グループワークやクイズでお金の使い方を考えてもらう講座なども実施しているところでございます。

次に、(3)高齢者向けの取組でございます。高齢者向けにも「飯田橋四コマ劇場」を作成しておりまして、高齢者が被害に遭いやすい悪質商法の手口や対処法などを紹介しております。

また、リーフレット「東京都からお知らせ～悪質商法が狙っています!～」というものを作成いたしまして、昨年9月から12月にかけて、宅配事業者等と連携し、高齢者世帯に直接手渡しで届けるという取組も実施しております。このリーフレットには消費者ホットライン「188(いやや!)」の電話番号を記載したシールをつけておりまして、冷蔵庫などに貼って御活用いただくことで、消費生活センターの相談につながるよう、工夫をし

ているところでございます。

このほか、高齢者向けや高齢者を見守る人材向けの出前講座を通年で実施しております。こちら昨年12月末時点で約40回、約600人の方に受講していただきました。

最後のところになりますけれども、学校（教員）への情報提供の取組でございます。消費生活総合センターでは、都立高校等の校長連絡会や区市町村の小中学校指導主事を対象といたしました説明会で、消費生活総合センターで作成した教材や出前講座などの情報提供を行っているところでございます。

また、夏休み期間には、教員を対象に実施した消費者問題教員講座におきまして、学校における消費者教育に必要な知識・情報を提供しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

各部会の報告は以上になりますけれども、委員の皆様からここまでで何か御意見、御質問等がございましたら発言をお願いいたします。発言をされる方は挙手ボタンを押してお知らせください。私のほうから指名させていただきます。いかがでしょうか。

安藤委員、御発言をお願いいたします。

○安藤委員 東京司法書士会の安藤でございます。

今日、警察の方もいらっしゃるので、ヤミ金融のお話をさせていただきたいと思ったのですけれども、この場で御発言させていただいてもよろしいでしょうか。

○工藤委員 この後、警視庁の方からもその点について一度御報告をいただこうかと思っております。その後で、自由な意見交換の場でまとめてよろしくをお願いいたします。

○安藤委員 では、後ほどいたします。

○工藤委員 ありがとうございます。また後ほどお願いいたします。

それでは、意見交換のほうに入らせていただきます。

まず、資料を御提出いただいているところがございますので、各委員から資料の御説明を含めて御発言をいただければと思います。

日本司法支援センター東京司法事務所の亀井委員からお願いいたします。

○亀井委員 法テラス東京の亀井です。

資料8-1を御覧ください。いつも出している一覧表になります。

令和3年度は、10月までで8,800件の多重債務の相談があります。現在、電話法律相談をやっておりますので、このうち40%が電話法律相談で行っています。

それで、年末から面談を増やしてきたのですけれども、このところコロナが大変になっ

たので、また面談を枠を削って電話相談に切り替えているところがございます。やはり新宿や上野には弁護士も依頼者のほうも来たくないという電話がかかってくるので、電話相談はまだまだ続けざるを得ないということになるかと思えます。

そして、代理援助のほうも毎年並みで、やはり55%程度が多重債務が占めているということになります。

うちのほうは、生活保護の方が大体35%、それからほとんどの方が非正規の雇用ですので、収入も年間で200万円台の方が多いのです。したがって、借金の動機もほとんどが生活苦です。ギャンブル・遊興費というのはほとんどあり得ないような事情になっております。したがって、本当に悲惨な事例が大変多くなってきております。

しかも、最近は何と比べてさらに貧困化が進んでいるので、光熱費を払えない、家賃も払えないということで、家賃滞納の明け渡しの裁判と自己破産を一緒に申し込むというのが非常に増えてきております。そういう意味では、これはもう救済せざるを得ないという事件が本当に増えてきているなと感じているところがございます。

したがって、借金の数字というのも100万円台が一番多いのですね。最近では50万円以下というのも増えてきております。女性がその辺には意外に多いのです。

ところが、50万円以下になると、法テラスで立て替える弁護士費用が約15万円、そして、今、ほとんど裁判所は管財費用を取るのので、裁判所に納める管財費用が20万円なのです。そうすると、これだけを本人が負担することになって採算が合うのかなという問題も出てきて、非常に悩ましいと法テラスでも感じているところがございます。

もちろん生活保護の方は立替え費用が免除になるのですけれども、生活保護の方は借金をできる状況にはないので、そんなに数は多くないのですね。しかも、借金をしても数十万円以内、中には12万円で破産をしたいと申し立ててくる方もいらっしゃるという状況です。

そういう意味では、年々悲惨事例が多くなってきているなというのが実感でございます。それでも、法テラスを頼りに来てくださるということで、私どもは頑張らなければいけないと感じているところがございます。

以上です。

○工藤委員 ありがとうございます。

続けて、日本貸金業協会の森委員、お願いいたします。

○森委員 日本貸金業協会の森でございます。よろしく申し上げます。

資料 8-2 に基づいて、本年度の上期の取組としての多重債務防止の状況について御報告をさせていただきます。

まず、1 ページでございますが、取組の概要でございます。資金需要者からの相談・問合せをお客様の声として多重債務防止と未然防止の対策に反映し、①から⑦の取組を行っているところでございます。

3 ページをお願いします。上半期の今期と前期の比較の数字になっております。相談全体としては、前年度の上期と比較して 769 件の増加となっておりますが、その内訳は一般相談が 88 件の減少、多重債務関連相談は全ての分類で増加しており、トータル 241 件増加となっております。

コロナ関連の相談については、昨年度と比較して減少傾向でございます。コロナウイルス感染予防対策として、本年度の 5 月より Web からの相談の受付を開始しまして、相談機会の拡充を図っているところでございます。詳細については 4 ページに記載してありますので、後ほど御覧いただければと思います。

5 ページをお願いします。こちらについては、相談を受けた際に私どもの助言のみで解決せず、他の相談機関を案内したものでございます。融資関連については信用情報機関と法テラスが半数を占めておりまして、返済困難については法テラスが半数を占めているという状況でございます。

6 ページをお願いします。ヤミ金融・違法業者について、昨年と比較して 32 件の増加となっております。ヤミ金と接触した方法を私どもで分析したところ、自らネットにて検索しているケースが一昨年に引き続いて増加傾向にございます。

なお、対策としては、警視庁への情報提供を含む、記載の注意喚起等を私どもの教育研修部と連携で行っているところでございます。

続きまして、7 ページにつきましては、私ども協会独自の生活再建支援カウンセリングでございます。多重債務の再発防止が大きな目的となっております、家族からの相談も受けているのが大きな特徴でございます。本年度につきましては 15 件の新規を受けて、42 名の相談者に対して 107 回のカウンセリングを行っております。記載のとおり、カウンセリングの終了者からは感謝の言葉もいただいておりますので、再発防止の重要な役割を担っていると考えております。

8 ページをお願いします。こちらも、協会設立当初から多重債務の問題解決の一環として行っています貸付自粛制度でございます。平成 30 年度からは、ギャンブル等依存症対

策推進強化の一環として幅広い利用促進に取り組んできております。

記載の表は、Web開始前と開始後の比較でございます。現状では、全体1,164件のうち約66%がWebからの申込みとなっております。当協会での業務の効率化も図られまして、非対面での受付がコロナウイルス感染予防対策にも寄与したと考えております。

9ページ、貸付自粛制度の登録の状況でございます。昨年の上半期と比較して117件増加しております。先ほど申しましたように、ギャンブル等依存症対策としても行っておりますので、登録1,164件のうち541件、約46%がギャンブルを起因とする貸付自粛の登録となっております。ギャンブルの種類等につきましても聞き取りを行っておりますので、詳細については後ほど御覧いただければと思います。

10ページをお願いします。こちらは、貸付自粛の登録を撤回するという制度もありますので、撤回の数字になっております。昨年と比較して56件の増加となっております。表については登録から撤回の期間、撤回の理由などを分析して記載しておりますが、特に注目するところは、貸付自粛を登録することで、登録時の目的である問題が約78%ほど改善された、効果があったというヒアリングの確認もされておりますので、多重債務の問題解決の一環としての役割を果たしていると考えております。

11ページは、私どもの金融トラブルと貸付自粛制度等の周知活動の実績でございます。詳細については後ほど御覧いただきたいと思いますが、今年度、新たに周知活動として実施したのものについては、自動車教習所に新たに周知活動を行っております。特に今年度、この4月より成年年齢の引下げに伴う若年層の金融トラブルが増えてくるということを考えまして、お金の貸し借りをするときに免許証が証明となりますので、予防目的で活動しているところでございます。

12ページは、金融経済教育活動の上期の実績でございます。上期については、啓発ツールの配布、先ほどお話に出ました東京都と連携した出前講座、成年年齢の引下げを踏まえた若年者向けの周知活動を関係機関と連携しながら行っているところでございます。詳細は後ほど御覧いただければと思います。

13ページは、同じく金融経済教育活動の下期の予定でございます。若年層から高齢層の特性に配慮して、記載してある施策を上期同様に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

15ページから17ページに、若年層の情報商材、ヤミ金、コロナ関連の相談事例を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

18ページ、19ページは、先ほどの周知活動のツールでございます。リーフレットも、学生向けに四コマ漫画などを導入しまして、新たな試みとして行っております。

報告は以上となりますが、今後も情報収集、分析、情報提供、周知活動に積極的に取り組んで多重債務発生防止に努めたいと考えております。

報告は以上でございます。ありがとうございました。

○工藤委員 ありがとうございました。

続きまして、日本クレジットカウンセリング協会の杉山委員、お願いいたします。

○杉山委員 日本クレジットカウンセリング協会の杉山と申します。関係機関の皆様におかれましては、日頃から当協会の業務に御支援、御協力をいただきありがとうございます。

資料8-3を御覧ください。当協会の令和3年12月末現在での業務実績を報告させていただきます。

当協会の主な業務指標は、電話相談件数とカウンセリング件数ですが、概括的に申し上げますれば、いずれも減少基調で推移しているということでございます。

1ページ目の資料ですが、令和元年度、2年度、3年度の月次の実績を表の形で整理しております。令和2年度は、コロナの関係で電話相談とカウンセリングを中止等した期間があり、通常営業した期間は7月から12月までの6か月間でした。それで、この6か月間について時系列比較を行いました。1ページの表の表頭を黄色で網かけした部分の実績です。

東京センターの実績は、下半分の3つの表になります。令和2年度と3年度の実績を比較しましたところ、一番右の7月-12月計の欄を御覧ください。東京センターの電話相談は642件から619件へ23件の減少、新規カウンセリングは194件から184件へ10件の減少、延べカウンセリングは570件から547件へ23件の減少となっております。

ただし、減少幅を見ると、いずれの指標も令和元年度から2年度にかけての減少幅より小さくなっており、下げ止まりつつあると受け止めております。

全国ベースの実績は、上半分の3つの表になります。東京センターと同様、いずれの指標も減少しておりますが、令和2年度から3年度にかけての減少幅は令和元年度から2年度にかけての減少幅よりも小さくなっており、東京都同様、下げ止まり感があります。

次に2ページを御覧ください。参考資料として、令和2年度において電話相談とカウンセリングを中止等した期間を図で整理したものを掲げております。新型コロナウイルス感

染症の動向等を踏まえつつ、地域ごとに業務の中止などを行いました。このため、令和2年度、2020年度のカウンセリングについては実質8か月程度しか実施しておらず、異常値となっておりますので、年度単位の時系列比較を行う際には留意する必要があります。

なお、ここには記述しておりませんが、令和3年3月8日以降本日に至るまで、電話相談、カウンセリングともに通常どおりの営業をしております。昨年3月8日以降、当協会としましては、他の相談機関の来所相談受付の動向等を踏まえまして、コロナの関係で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されている場合であっても、感染対策に万全を期しながら通常どおり営業することとしております。

次に、3ページをお願いします。4ページもそうですが、電話相談とカウンセリングの月次の実績をグラフで示したものです。5年度分のデータを載せております。3ページは全国の21拠点、4ページは東京センターの実績です。

次に、5ページをお願いします。毎年お示ししている年度単位の実績の時系列比較のグラフです。5年度分掲げてあります。上が全国21拠点、下が東京センターです。先ほど申し上げたとおり、令和2年度が異常値であることを念頭に置いて御覧いただけたらと思います。

最後、6ページをお願いします。これは、当協会のパンフレットの裏表紙の写しですが、下半分に全国21か所の拠点の具体名が掲げてあります。これらのうち「\*」のついてのもの、東京センター管轄の福島相談室及び新潟相談室、大阪センター管轄の岐阜相談室、三重相談室については、令和2年4月1日以降、当面の間、新規のカウンセリングの受付を停止することとしております。字が小さくて申し訳ありませんが、相談室の一番下の並びの下に脚注の形で説明を入れてあります。これら4相談室の新規カウンセリングの受付の停止措置は業務の合理化の一環で実施しているものですが、全国ベースの電話相談、カウンセリング件数の減少の一因にもなっているものです。

私からは以上です。

○工藤委員 ありがとうございます。

次に、東京財務事務所の豊田課長様からお願いいたします。

○豊田課長 財務省関東財務局東京財務事務所理財第4課長の豊田と申します。

本日は、委員である当事務所所長の笹本の代理で出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

私ども東京財務事務所は、財務省の総合出先機関であります関東財務局の東京における

業務を行っておりますほか、金融庁長官の委任を受けまして金融機関などの監督業務を行っております。

貸金業につきましては、2つ以上の都道府県に営業所を置く貸金業者について監督を行っているほか、多重債務相談の窓口で2名相談員が常駐しておりまして、電話、対面で相談を受け付けております。

本日御提出いたしました資料は、一枚紙になりますけれども、東京財務事務所のホームページに掲載しております多重債務相談窓口の案内資料でございます。こちらはホームページに掲載するほか、関係団体に備え置き等をお願いしておりまして、相談窓口の周知を図っているところでございます。

本日、当事務所の相談の現状につきまして、事例を交えて少しお話しさせていただければと思います。

最初に、コロナの影響でございます。コロナ禍によって新たに借金をせざるを得なくなったという方よりも、以前から借金があつて自転車操業の状態にあつた方で、コロナによる収入源とか無収入となったことが決定打となって返済困難になったという相談者が多いという印象でございます。

次は、制度融資に関してでございます。コロナ禍においては、様々な形の制度融資などによりましてかなりまとまった額の資金繰り支援が行われているところでございます。

これに関しての事例でございます。まず、コロナの影響で売上げがゼロになってしまった困った事業者が、受け取った持続化給付金の全てを債務の返済に充てまして、さらに別の借りがやすいと聞きつけた制度融資を受けたのですけれども、これも借金の返済に充ててしまった。返済が今年の春から始まるのですけれども、本業の売上げが全く回復しない状況で、コロナ禍前よりも債務額だけが増えてしまつて返済不可能なため、法的整理の方向で弁護士相談を行うことになったという事例がございました。

最後に、家族からの相談についてでございます。家族からの相談でコロナ禍での特徴的なものとしましては、債務者本人が入院中に貸金業者から督促や訴状が家族に来て、家族が初めて借金があることを知ったのですけれども、コロナ禍のため本人と会えずに、詳細が不明だけれども、どうしたらいいですかといった相談がございました。また、何度も繰り返し肩代わりして疲弊してしまった家族から、再度肩代わりしてよいでしょうかといった相談もかなり多いです。代表的なものかと思ひます。

これに対しましては、肩代わりしないようにという一般的な助言だけでは根本的な問題



解決にはなりませんので、借金の本当の原因と向き合う必要性を家族の方々に理解してもらうように、時間をかけて説明しているところでございます。

また、ギャンブル依存症などが原因の場合には、積極的に家族を支援団体につなぐようにしてありまして、その結果、依存症専門の病院への受診や自助グループへの参加につながった事例が増えております。

以上、当事務所の相談の現状についてお話しさせていただきました。

借金で困っていらっしゃる方々は、単に借金で困っているというよりは、様々な問題が絡み合って苦しんでいらっしゃる方が多いように感じております。当事務所の多重債務相談窓口では、困っていらっしゃる方からじっくり時間をかけてお話を伺った上で、問題解決のお手伝いをさせていただいております。

本日出席の皆様と今後も緊密な連携を図ることによりまして、コロナ禍の中、多重債務に苦しむ方々の問題解決の一助となるように取り組む所存でございます。

当事務所からは以上でございます。ありがとうございました。

○工藤委員 ありがとうございました。

次に、資料はございませんけれども、警視庁の山内金融犯罪対策室長様からお願いいたします。

○山内室長 警視庁の金融犯罪対策室長の山内でございます。

私から、警視庁管内のヤミ金融事犯の傾向等についてお話しさせていただきます。

まず初めに、出資法違反、貸金業法違反等のヤミ金融事犯の検挙状況でございますが、昨年11月末現在の都内における検挙件数は16件で、前年比3件増加、一方で検挙人員につきましては27人で、前年より9人増加という状況でございます。

続きまして、ヤミ金融事犯の捜査の端緒につきましては、例年どおり、相談、関係機関・関係団体等からの情報提供がほとんどを占めている状況でございます。

続きまして、具体的な検挙事例としましては、昨年12月に検挙したいわゆる個人間融資によるヤミ金融事犯の概要についてお話しさせていただきます。本件につきましては、警察署に対する相談が端緒で捜査を開始しました。逮捕した被疑者3名は、顧客に対してツイッターやLINEで勧誘しまして、借入れを希望する者から身分証明書、給与明細等を送信させておりました。さらに、貸付金が6万円以上の者に対しては全裸の自撮り画像を送信させ、返済が滞った者に対して「画像をばらまくぞ」と脅して借金を取り立てておりました。

被疑者らの犯行の規模は、平成30年5月から令和3年4月までの間で、借受人は全国46都道府県の約600人、貸付額は約1億6000万円、利益としましては約4500万円という状況でございます。

本事案で立件した借受人の借入理由としましては、遊ぶ金、生活費で、うち1名はコロナの影響で仕事ができなかったというものでございました。

以上でございますが、ヤミ金融事犯は新たな手口を使って日々複雑・巧妙化しておりますので、今後も関係機関と連携しながらヤミ金融事犯に対応していきたいと思っております。

私からは以上です。

○工藤委員 ありがとうございます。

以上が、資料提供いただきました、また、情報提供いただきました皆様からの御発言となります。

先ほどお手が挙がりました東京司法書士会の安藤委員、よろしければ御発言をお願いいたします。

○安藤委員 東京司法書士会の安藤でございます。ありがとうございます。

コロナ禍で司法書士のほうで受ける相談の中でもヤミ金融の相談は、コロナ以前は鳴りを潜めていたものが最近また元気になってきたかなというところを感じております。

給与ファクタリング、後払い買取りサービスといった新手とされる手口のヤミ金の亜種のようなものに関しては、どういうわけか会社名義で行っていたり、ホームページに住所の表示があるなど、かつての090金融よりは足がつきやすいためか、司法書士が介入した後の対応は090金融と比べると比較的大人しい傾向にある。割と引き下がるというのですかね。

ただ、亜種ではない、090の流れを汲む従来型のヤミ金というのは、匿名性に絶対の自信を持っているのか、要は口座や携帯電話の名義から絶対に足がつかないという自信を持っているのか、弁護士、司法書士などの専門家どころか、警察が介入しても全く悪びれる様子はなく、「明日からも職場に電話を続けます」みたいな感じで、取立てが全くやまないというような悪質な事案も報告を受けております。恐らく、この程度の小さい事件では本気で動かないだろうと、軽く見られているのかどうか分かりませんが、非常に悪質な案件もあるなど感じております。

あと、昨今、かつて090金融がはやったように、今はLINE、ツイッターといったSNSがヤミ金融の重要なツールになっていると感じますので、かつてヤミ金融事犯がは

やれば、例えば銀行口座を凍結するルール、あるいは携帯電話の利用を止めるルールというのを過去つくってきたのだらうと思うのですけれども、SNSの運営事業者を巻き込んで、何かまた新しいルールづくりをしていくようなことも考えていかななくてはならないと感じております。

あと、先ほど御報告いただきましたヤミ金融の啓発事業です。私も司法書士会で広報事業を担当しておりますので悩ましいなというのは分かるのですけれども、ヤミ金のPRを広く一般の方にするとき、「ヤミ金融」という言葉を使っても、実は実際に利用するユーザー、被害者は「ヤミ金融」という単語で検索する人はまずいないのです。お金が足りない、どうしよう、サラ金からも借りられない、銀行からも借りられない、「ヤミ金融」と検索はしないのです。なので、「ヤミ金融」という単語でツイッターとかで投稿されているのですけれども、それだと一番肝心な、使ってはいけませんよという注意喚起をしたい層に恐らく届かないのではないかという気がしています。

では、そういうユーザーがどういう単語で検索し、融資しますみたいなアカウントにふらふらと行ってしまうのかという分析をした上で広報に生かすという視点が必要ではないかということを感じました。

例えばツイッターなんかですとハッシュタグというものがございます。そういったハッシュタグでどういうものが一番ヤミ金融に利用されているのかということ进行分析すると、そのハッシュタグを逆用して東京都なりがそのハッシュタグで発信をすることによって、ヤミ金や利用者とのコミュニケーションに割って入ることができると思うので、そういう観点から広報の分析も必要かなと感じました。

そういったところです。ありがとうございます。

○工藤委員 安藤委員、参考になる御意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。

会議の時間がそろそろ迫っておりますが、その他、全体を通して何か御発言を御希望の方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、最後に、第二東京弁護士会の寺谷委員、お願いいたします。

○寺谷委員 第二東京弁護士会の寺谷です。

少し手短かに、自然災害債務整理ガイドラインのコロナ特則の現状についてお話しさせていただきます。

御承知のとおり、コロナ特則というのは、コロナ禍の影響で債務の弁済が困難となった個人について、一定の要件を基に債務の減免を行うための私的整理の準則です。

2020年12月1日から適用を開始しているところですが、昨年12月末時点の利用状況は、登録支援専門家に手続を委嘱した件数は1,617件、うち手続中の件数が854件、そのうち特定調停の申立てに至っている件数が54件、さらに最終的に債務整理が成立した件数が73件と、比較的低調な推移と受け止められます。

この原因については、当会に関しても周知を相談担当者等に図っているところですが、まだまだ弁護士にこのコロナ特則の可能性について十分に周知し切れていない状況があるというのが1点。

もう一点、そもそもコロナ特則の使い勝手のよしあしというところが2点目です。具体的に申し上げますと、そもそもこのガイドラインに対応しようとならない債権者がいまだに一定数存在していること。2つ目は、結局、いわゆるゼロ弁済の手続を利用した場合であっても、債権者に一円も払われない場合、ゼロ弁済を債権者側が必ずしも想定していないので、なかなか手続が進まないということ。

もう一つは、これが今のところ一番ネックですが、この対象の債務ではない、対象外債務については、2020年10月31日以降の貸付けの債務は対象外とされておりまして、昨今、コロナが非常に長期化しておりますので、これ以降の債務も当然発生してきているところです。この債務だけを取り除いて債務整理することは根本的な解決には至らないというところもございますので、この手続が必ずしも現状十分に使い切れていないというところが原因となっております。

私から、現状の自然災害債務整理ガイドラインのコロナ特則について申し上げます。

以上です。

○工藤委員 寺谷委員、貴重な情報をありがとうございました。

司会の不手際もございまして時間となりました。まだ、御発言のある方がいらっしゃったかもしれませんが、御容赦いただければと思います。

いずれにいたしましても、本日、皆様方から御報告いただきましたとおり、まだコロナは予断を許さない状況でございまして、相談件数自体はそれほどというところがあるのかもしれませんが、これからまた状況が悪化していくことも想定されますので、引き続き皆様方と連携を密にしながら、多重債務者の発生がなるべく少ないように、また一人でも多くの方を救えるように努力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上になります。本日、貴重なお時間、御参加いただきましてありがとうございました。

また今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

これもちまして、本日の「東京都多重債務問題対策協議会」を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

午後 3 時 0 3 分閉会